⑻　従業員の状況

ａ　当中間連結会計期間の末日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）をセグメント情報に関連付けて記載すること。また、提出会社の当中間会計期間の末日現在の従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。

［ｂ・ｃ　略］

⑼　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

ａ　当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。ｂ及びｃにおいて同じ。）において、連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。ｂ及び⑾ａ⑷において同じ。）が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由を記載すること。

ｂ　当中間連結会計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第３号に掲げる事項を記載すること。

ｃ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

⑽　事業等のリスク

ａ　当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。ｃにおいて同じ。）において、半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

ｂ　提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（⑾ａ⑷において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

ｃ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

⑻　従業員の状況

ａ　当中間連結会計期間の末日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）をセグメント情報に関連付けて記載すること。また、提出会社の当中間会計期間の末日現在の従業員について、その数を記載すること。

［ｂ・ｃ　同左］

⑼　業績等の概要

ａ　当中間連結会計期間における業績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）の状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。

なお、業績については、セグメント情報の区分により記載すること。

ｂ　中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における業績及びキャッシュ・フロー（中間財務諸表等規則第２条の２第４号に規定するキャッシュ・フローをいう。）の状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。

⑽　生産、受注及び販売の状況

ａ　当中間連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について、前年同期と比較して、セグメント情報に関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「業績等の概要」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。

ｂ　中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における生産、受注及び販売の実績について前年同期と比較して事業部門等に関連付けて記載すること。また、当中間会計期間の前中間会計期間及び当中間会計期間における輸出高の総額及び総販売実績に対する輸出高の割合並びに輸出高の総額に対する主要な輸出先国又は地域別の輸出の割合を記載すること。ただし、総販売実績に対する輸出高の割合が100分の10未満である場合には、記載を省略することができる。

ｃ　生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、季節的変動が大きい場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるときは、セグメント情報に関連付けてその内容について記載すること。

ｄ　主要な販売先がある場合には、当中間連結会計期間の前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間の前中間会計期間及び当中間会計期間）における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。